

第十五回 参議院農林委員會會議録第二十八号

昭和二十八年三月十二日(木曜日)午後三時十六分開会

委員の異動

三月十一日委員藤野繁雄君辞任につき、その補欠として飯島連次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
三橋八次郎君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
石原幹市郎君
宮本 邦彦君
飯島連次郎君
小林 亦治君
岡村文四郎君
中馬 辰猪君

衆議院議員

政府委員

農林省農林 小倉 武一君
経済局長 塩見友之助君
農林省農業 塩見友之助君
改良局長 長谷川 清君
農林省畜産局長 東畑 四郎君
食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局側
常任委員 安桑城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

説明員

農林省農業改良局総務課長 坂村 吉正君

農林省農業改良局農産課勤務 河原卯太郎君

本日の會議に付した事件

○委員長の報告

○主要農産物種子法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○飼料の品質改善に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(山崎恒君) では只今から委員會を開きます。

三月十一日付を以ちまして藤野繁雄君が農林委員を辞任せられ、飯島連次郎君が補欠、選任せられましたので、御報告をいたします。

○委員長(山崎恒君) 先ず主要農作物種子法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては去る三月九日に提案理由の説明を聞きまして、直ちに質疑に入りたいと存じます。

○岡村文四郎君 これは非常に大事な法案であります。日本には、日本の農業は今始まつたのではないが、どうもこういふものに政府が本腰を入れんからうまくな。一体その助成をする歩合といふんですか、割合といふんですか、何ぼぐらい一体おやりになるおつもりなのか、これが一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 大体の基準といたしましては各種類の作物につきまして、原原種圃は全額国庫助成、

原種圃及び採種圃は二分の一という形で助成をしております。

○岡村文四郎君 この法律は議員提出でございます。実は今までやつた議員提出の法律の補助に関するものは、非常に後の交渉が思うように行かぬので困つたような事情がございますから、これについては今のお答えのように、原原種圃は全額、原種圃に対しては二分の一と、こういうことでござい

ます。元來種は農作物のものでございまして、この品種改良を満足にやらなければならぬことは論を俟たないことなんです。ございまして、日本の国は昔からそれがどうも余り感心をしませんから、こういうことになると思ふのです。私のお尋ねしたいことはこの法律の意味を十分發揮し得るよう、今までより以上に改良局のほうで、主要農作物の種子の改良に一層努力するといふお考えがあるのか、今まで通りに別にそれ以上にやるお考えはないのか、それを伺ひたい。

○政府委員(塩見友之助君) 二十八年度の予算におきましても、改良局のほうの原案をかなり大蔵省に査定されまして、それで甘藷、馬鈴薯、とうもろこし、菜種、紫雲英等についてはまだ勿論不満な状態にありまして、これは国会等においても前に附帯決議を頂いておられますが、あの趣旨によつて予算が組めるように努力しなければならぬところ考えておりますし、なお米、麦、大豆等につきましても、今後とも

やり方等につきましても改善する余地も

多々あるかと存じております。それについては現在やつておりますやり方の効果、それから欠陥等につきまして調査中でありまして、そういうような点が明らかになり次第、逐次改良を行ひまして、より一層優良種子の普及によつての増産というふうな点についての一層の努力を払つて行きたいところと考えております。

○三橋八次郎君 今、岡村委員からもお話がありましたけれども、今度は大豆が追加せられることになつたのですけれども、菜種、とうもろこし、甘藷、馬鈴薯等につきましても、是非とも一日も早くこの対象作物になるように折角希望するものであります。近いうちにこれらが入る見通しがあるかどうかということも、もう一遍伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 甘藷につきましては、二十八年度の予算措置としては見るべきものはないと思ひます。馬鈴薯については原原種圃は国営になつておりますが、原種圃だけ二十八年

度から見られることになりました。それからとうもろこしにつきましても、原原種圃と原種圃は予算的に認められたいの経費を認められておらない。それから菜種につきましても原種圃はございまして、そのほか積雪寒冷地帯の農業補助というものが部分的に認められておる状態になつております。紫雲英については四倍体のものについて原原種圃を認められ、又暖地向の紫

雲英については原種圃が認められておるということも、積雪寒冷地帯において採種圃が認められておるという、こういうふうな予算関係になつておる。なほ国会において先般御要望になつたような体系的な一つの奨励組織として、十分自信の持てるようなところまでは行つておらないわけでございます。これはどうしてもできるだけ早く国会の御要望のありましたように、体系的に一つの貫した組織として種子の改良が効果があるように持つて行かなければならぬ。まあ二十八年

度において幾らか近ずきはいたしましたし、まあ大豆については先ず自信が持てるという段階に入つたわけでございますが、その他の作物については、勿論農林省としては、極力御趣旨に副うよう大蔵省との折衝に努力をしなければならぬところ考えておる次第でございます。

○三橋八次郎君 その次は主要農作物の優良種子の生産については、今回の改正によりまして一応整備せられたのでありますけれども、その普及ということにつきましても依然として取残されておると思ふのであります。今回の改正につきましても、普及対策というものは全然考えられておらんようでございますが、これはどういふ理由によつてでございますか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 御質問のありました通りに、普及についてはただ一般的に改良普及事業の一部といた

したものは、丁度秋落ち地帯でありましたけれども、秋落ちの農家地帯の土地を改善するに非常な効果を上げておるのでございます。そういう意味からいたしまして、どうしてもこの優良品種の普及というのにつきましては、目でものを見せまして普及するといことが一番早道であります。奨励品種の決定試験というのは、県の試験場でやる。更に地方には品種の適応試験というふうなものをやりまして、県で奨励しようとする品種の中からその地方に適応するものを選び出して行く、こういうふうなかまえてなければいかんと思っております。そういう地方でやります品種の奨励、品種の決定試験を終えました品種につきまして、品種の適応試験をやるというふうなものに對しまして、経費をお出しになるというふうなお考えがあるかないかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(塩見友之助君) 只今のところ品種の適応の試験についての予算は計上されておきませんが、それからお附帯して申上げておきますが、或いはもう御存じのことと思っておりますが、一昨年にそういうような点で、現場で或る程度個別展示ではなくて、総合的な展示やるといふような形のものが必要であらう。即ち指導農場で狙っていたよりなものを何らかの形で実現しなければならぬ。こういうふうな考えを以て、二十七年年度予算において秋落ちに対する営農試験場等に、殊に積雪寒冷地帯におけるものを主体として考えました。それから畑作灌漑という三項目について営農試験場を設けました。これは評判が非常にいいようございますので、二十八年に継続して

やります。又二十八年年度につきましては、有畜農業及び畑田単作に対する営農試験地というふうなものを予算的に措置いたしました。これらのものは順次その項目も拡げ、技術的な改良等、助長等に、必要な部分に互つて拡げて行く必要があるかと現在考えておる状態でございます。圃場もこういう方法を以てすれば、必ずしもその政府であるとか、県であるとかで所有しなければならぬこともないわけでございます。適当な圃場というふうなものもそれに利用することができるといふ形になっておるので、この拡充について品種の改良等に關連いたしまして十分検討して参りたい、この考へておる次第であります。

○三橋八次郎君 総合展示圃の非常に成績の挙つておることは、私もよく承知しておるのでございますが、総合展示圃の中で品種を取上げていくというのには、割合いと少いのでございませぬ。而も総合展示圃となりまして、例えてみますと、いもちの発生地帯でありますとか、或いは秋落ち地帯でありますとかいふ、特殊環境の存在しているところにたくさん設けられるような気がするのでございます。併し品種の改良というふうなことにつきましては、特殊なところよりも、むしろ耕作上に文句の余りないようなところに普及して非常に効果があるのでございます。低位生産地の調査で割出しまして選ばれた総合展示圃というものは、ややもすると特殊地帯にかたよるといふような傾きがありますので、品種のことにつきましては、地帯のいいところでもやるといふような必要があり、そういうところこそ本當に

優良品種の普及というものに効果が上るといふことになるのでございませぬ。そういうふうな考へて来た場合に、どうしても、この法案の裏付けをいたしまして予算を取り、それを普及面に流して品種の適応試験は、必ずこういうふうなところでやらなければならぬといふようにして、初めて効果が上り、優良品種の普及もできるものと思つておる。そういうふうな考へで、性検定試験につきましては、第六条の三の項目につきまして、今年予算を取つておる、今年二十八年度の予算が組まれておる、こういう状態にございませぬ。

○政府委員(塩見友之助君) 系統適応のありました通りと存じます。なお、それらについては、これを完備するためには、箇所数について勿論増加する必要もございませぬし、施肥の改善につきましても、やはりおつしやつたような意味で、県内には特殊な状態もあり、非常に差があることと存じますので、これもやはり並行しながら進める必要もあるかと思つておる。これは今後我々のほうでも十分検討いたしました。それでこの法律に盛り込まれたような趣旨が徹底するように来るべき予算において十分実現に努力して参りたいと存じます。

改良品種の普及というものに効果が上るといふことになるのでございませぬ。そういうふうな考へて来た場合に、どうしても、この法案の裏付けをいたしまして予算を取り、それを普及面に流して品種の適応試験は、必ずこういうふうなところでやらなければならぬといふようにして、初めて効果が上り、優良品種の普及もできるものと思つておる。そういうふうな考へで、性検定試験につきましては、第六条の三の項目につきまして、今年予算を取つておる、今年二十八年度の予算が組まれておる、こういう状態にございませぬ。

○政府委員(塩見友之助君) 系統適応のありました通りと存じます。なお、それらについては、これを完備するためには、箇所数について勿論増加する必要もございませぬし、施肥の改善につきましても、やはりおつしやつたような意味で、県内には特殊な状態もあり、非常に差があることと存じますので、これもやはり並行しながら進める必要もあるかと思つておる。これは今後我々のほうでも十分検討いたしました。それでこの法律に盛り込まれたような趣旨が徹底するように来るべき予算において十分実現に努力して参りたいと存じます。

○三橋八次郎君 原種圃並びに原原種圃の設置につきましては、国のほうから助成があるわけでございますが、この所要経費と国の補助金との差額は都道府県が負担しなければならぬわけでございます。現在におきましては非常に財政的に困つておるのでございませぬ。そういうふうなことから考慮をいたしまして、この助成は二分の一であるといふようなことを聞いておるのであります。それを都道府県の負担能力を軽減するために、更に一つこの方面の予算を増額いたしました。急速に優良品種の普及を図り増産に寄与するといふようなことにつきまして、補助金の増額をして頂くというふうなことをお願いしたいと思つておる。提案者のかた並びに政府はどうかいふようにお考えでございませぬか。

○政府委員(塩見友之助君) その点につきましては現状を以つてすれば、やはりその箇所数を殖やすとか、その他十分でない部分に先づ重点を置きまして、国と県との割合等につきましては、これはなかなか同種のものがある局に互つて又各省に互つてございませぬので、それに対する波及というふうな点も考えなければならぬので、大蔵省との折衝については非常に困難性を伴うのではないかと思つておるので、その点も都道府県の財政との脱み合いによつてきまるわけでございます。で、できるだけ高い率で現在のような府県の財政でありますれば、国が持つておつたほうが奨励する立場から言へば効果は多いわけでございます。これは大蔵省との関係において、まあ私限りにおいて政府がどうかといふふうなお答えは遺憾ながら申上げにくいわけでございます。農林省としましては、それは奨励しやすいように負担割合が多いほうがいいわけでございます。

○衆議院議員(中馬辰猪君) 実は只今改良局長がお答え申上げましたけれども、私も、私もこの法案を提出いたすにつきます。大蔵省或いは自治庁等の方面からいへば、御注文があつたのであります。例えば第七条に左の各号の経費を補助することができ、或いは第二項にやはりこの補助という名前がついておられますけれども、これに對しまして農林省におきましても或いは地方自治庁におきましても補助は如何にも弱いから、国がこれを負担するといふほうに、法案を切換えたらどうかという、或いは更に又極端な場合におきましては、どうしてもこの補助は弱いから、この法律は暫らく待つたらどうかという強い意向も伝えられたのでございませぬ。併し私どももいたしましては負担ということにいたしました。ば、どうしても大蔵省を納得せしめるのに非常な困難が予想せられまされたので、私は法制局或いは自治庁のかたがだに對しまして一つこの法律だけ補助を負担に変えるといふことは少し無理ではなからうか。併し同種の法律がたかさんあるけれども、それはそれとして或いは次官会議なり、或いは閣議において補助を負担に切換えるといふことは大局的にきめてもらわなければ、この法律だけを取上げて、負担で

なければ通さんとか、補助ではどうもいかんとかいうようなことは、今日の我々の立場としては負担のほうは勿論我々の望むところのごさいますけれども、大蔵省がどうしてもこの負担では納得しがたいという状況がございましてので、我々は残念ながら補助というところで我慢をいたしておるのではありません。従つて負担することすらなかなか大蔵省が難色を示しておる現状でございまして、この補助の比率を高めるといふことはこれは他の災害復旧その他との関連もございすけれども、早急には望めないのではなからうかと思ひます。併しできるだけの努力をして、補助率の改訂に対しましてはお説の通りに努力いたしたいという事は十分に考へております。

○三橋八次郎君 次は検査の問題であります。今回の改正によつて主要農作物の種子の圃場審査と生産物審査とが本法によつて一元的に行なわれるようになったのであります。今回この農産物検査法の改正が行われておりませんから、農産物検査法による種子の検査は従来通り行われることになるのであります。そうなりますと販売に供せられます主要な農作物の種子は本法による生産審査と、農産物検査法による検査と二重の検査を受けなければならぬことになるのであります。種の生産者の迷惑は甚だ大なるものがあると思はれるのであります。提案者並びに政府当局の御見解はどうかでございますかというところが一つ、かかる生産者の迷惑を救済するため政府は如何なる措置を用意しておられるか、この二点につきましてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 生産物検査が認められたのはいいけれども、農産物検査との関係をできるだけ農民のほうで迷惑にならないようにというお話をございす。私のほうもできるだけそういうふうな保持して行きたいと思つて、内部的にはいろいろ検討いたしましたわけでございますが、他県移出等で以てどうしても農産物検査官の検査もやらなければならぬというふうな場合もございす。そういうふうな場合にはどうしても農産物検査官と当法の審査員とが共同立会で行うというふうな方法、又その他適切な方法をとつて、その点についての検査或いは審査を受ける立場におられる農民のかたへにできるだけ運用上御迷惑のかからないように持つて行くように現在食糧庁のほうで話し合ひをしておる状態でございます。

○三橋八次郎君 他県に移出されるものは勿論検査を受けなければならぬと思ふのでございす。一体生産される種子で県外に出されるもの或いは県外から取入れるというふうなものはどのくらい量があるんでございす。○説明員(坂村吉正君) 大体種の中で、殆んど大部分は県内で使われておりまして、それからそのうちにおきましても殆んど大部分は交換されておるという状況でございます。販売に供されておるものは大体二割乃至三割程度のものでございす。ですから大体七、八割というところは交換により、或いはその他の方法で県内で処理される。それから最近におきましては原種圃場審査の他がだん／＼整備をされておりますので、他県に対する

移出というものもだん／＼減つて来るという傾向になつております。○三橋八次郎君 もう一つ小さな問題であります。昨年生産せられた種子の総石数のうち農産物検査による検査を受けたものは何割くらいあるのですか。○政府委員(東畑四郎君) 二月末現在で十一月七千六百三十二石。○三橋八次郎君 全体生産された種子と検査を受けた種子のパーセンテージを承りたいのです。○説明員(坂村吉正君) 二十八年の一月二十八日現在までの調査でございす。全体の石数が十六万六千石程度になつております。そのうち農産物検査を受けた合格をいたしたものが四万九千石、こういふような程度でございす。

○三橋八次郎君 今の話を伺ひます。検査を受けたものは大体二五割だと思ふのでございす。十六万に對して四万九千ということですから二五割程度だと思ふのです。これはどういふわけですか。○説明員(坂村吉正君) その点は先ほども申し上げましたように、大部分が交換になりました。販売に供されません。検査を受けたというふうなことに相成つておるものでございす。

○三橋八次郎君 交換ならば検査を受けなくてもいいということになるのですか。○政府委員(東畑四郎君) 農産物検査

法のその点が実は盲点になつておりました。農産物検査法では売渡す前に検査を受ける、売渡さないものは検査を受けなくてもいいということになつておりました。従来種籾は大部分が農民の交換で普及されておつたのでございす。農産物検査法の検査を受けていないのであります。只今農業改良局長が言われた県外販売、こういうものは御答弁になつたように大体二割から二割五分程度であるということでありま。

○三橋八次郎君 それならば、今御答弁になつたように、実際に県外に販売するものだけを検査することにしまして……やる必要のない交換、農家の自主的に交換する種子は検査を受けなくてもいいということであれば、大きくこういふようなことを規定しておくよりも、県外に移出するものは検査しなければならぬとか、何とかいふようなことにしまして、検査の手数といふものが省かれ、而も検査しなければならぬものを検査しておらんとするよりも、こういうような感じを農家に与えます。交換するものは検査をしなくてもいいとか何とかいふことをはつきりこれは譲りようにならざらうか。

○政府委員(東畑四郎君) その点は「生産物審査」と実はあるやうであります。その点は今まで農産物検査法の検査をやつていなかつたものについて、圃場審査のみならず生産物の審査もやつて行くという法案になつておるやうであります。従いまして今まで交換等で農産物検査法で検査しなかつたものもやはり農業改良普及員が審査を

して行く、末端で審査をして交換して普及して行く。それ以外に本当に不特定多数の人に商品として売られるようなものはこれは従来通り農産物検査法によつて検査をして行く。その点において理論上はダブらないといふことが言えると思ひます。

○岡村文四郎君 塩見局長から非常に今までと變つた感じのすること承つたのです。それは、今までの普及費というやつは国がやるのじやない、地方行政がやるのではない……、こういうふうなやつと来ておるのですから、一銭も組んでないというお話でございまして、これはなかなか普及しない。先ほど私が言ひましたように優良種子を生産されましても、普及が大事で、普及をしないものはなかなか行かぬといふこと、これは当然でございまして、今まで再三そのことを言つたのであります。ところが今までの農林省の係員の人の考へは、それは違つた、こういうことであつたものであります。今まで一銭も組んでない。そこで塩見局長大變我々に合致した考へをしておられますから、今度は普及費を必ず一つ要求されて、そして改良局ばかりでなく、我々もそれには力添えをしてこいつを取るやうにしたいと思ひますから、特段のお骨折りを願ひたいと思ひます。

それから三橋さんからいろいろお聞きになりましたが、この設置箇所のこととでございす。米が二カ所、麦は一カ所というふうになつておるから、俄かにこれをどうせといふこともならぬと思ひますが、併しなから日本の食糧の足りないことはこれは

して行く、末端で審査をして交換して普及して行く。それ以外に本当に不特定多数の人に商品として売られるようなものはこれは従来通り農産物検査法によつて検査をして行く。その点において理論上はダブらないといふことが言えると思ひます。

もう何も足らんことはいけません。先ずお話し申上げますと、北海道に畑地が五十万町歩ございます。大抵普通七十万町歩と称しているのですが、これは水田が十一万六千町歩で、あとは空地、即ち畑地でございます。このところが十勝地方は大事な麦はなかく取れんと、こう稱して現在では標麦さえも作るうといたしてありません。殆んど大麦を作つて食べております。そこでその方面にでも大いに研究をすれば、一カ所じやどうにもならないが、ああいうところは大いに研究をして……。取れる食糧をとるような方法を講じないものですから、足らん足らんと言つて輸入をやかましく言つてやつている。こういうわけですから、一つこの際改良局のほうで大いに本腰を入れて、そうして大事なことでございまして、種子を吟味し優良種子をこしらへるよう努力して頂きたいと思ひます。北海道は水稲も陸稲の試験もやつておりました、割合に美の多いものを作つておりました、寒冷地帯に即応いたしておりますから、割合に取れております。こういうようなわけでございますから、大いに一つこの方面に力を入れて、一カ所じやなくて、何か所も作れる、こういうふうな……。

種子の問題は他のものと比較してはだめなんです。他のものと、いろいろ細かな費用の点等もございまして、大蔵省においてお考えになるのは当然でございますが、ところが種子というのはこれは作物のものでございまして、こんなものは大蔵省が知らないというふうなことでなく、何とかして非常にうまく行くと思ひますので、今後お互いに協力し合つて……。そんな考えは大いに變えてもらわんと、日本の食糧の不足はなかく補えないと思ひますから、お互いが協力して大蔵省の認識を高める。こういうものは補助でなくて絶対に国が負担するのであるというように認識させるように今後大いに御努力をお願いしたいと思います。

○東隆君 この法律によつて優良品種の普及とそれから更新ですね、これはおおよそ何年くらいかかつたらできるくらい計画になつておられますか、原種園から原種園へ行き、原種園から採種園へ行つてそれから一般の農家に渡り、そして更新をされて行くわけですが、その。

○説明員(河原卯太郎君) お答えいたします。米麦につきましてはもつぱら、これは米麦に限らず雑穀もそうでございますけれども、国の農事試験場で品種の交配をいたしております。そのうして雑種四代ぐらゐまでその試験場で処理いたしまして、四代ぐらゐのは既固定しかけたものを今度は関係県の農事試験場へ出すわけです。そうして地方的な適否試験というものが移すわけでありまして、そうして、大体その適否が、先ほど改良局長からお答えしておりましたように、系統適用性検定試験ということになつております。その検定試験によりまして、この品種は自分の県に適用するということがわかりまして、その結果を農林省に報告いたしました場合に、それを初めて奨励品種と申しますか、新品種として認める。従いましてその新品種の成立つ場合には少くとも米麦ではF八ですから、八年、最低八年でございます。長いものは十二、三年、もつと長いものもございまして、一番早いもので八年でございます。と申しますのは、両親かけ合わせました子供というものは遺伝的にまだ非常に不純でございまして、世代を重ねるに従ひまして分離して参ります。従つてもう分離しない固定するまでの期間に最低八年ぐらゐを見ておるわけでございます。それから系統適用性検定試験を受けて、奨励品種としてよろしいということが決定いたしまして、それを原種園、原種園、採種園という段階を通じまして、採種園でできたものが、初めて農家の手に渡るわけでございます。従つて系統適用性検定試験から農家に渡るまでには、やはり最低四年ぐらゐ。従いまして、品種ができました農家の手に本當に普及するようになりまして、には、最低十二、三年以上はかかる、こういうふうな年数でございます。

○東隆君 それで私は八年乃至十二年の、前の試験過程、育種の過程は、これは別として、原種園から採種園まで行つて、そしてその間が仮に五年かかる、こういう場合に、五年かかつても、これは採種園でいてできるという段階ですね。採種園で生産されるという段階になるわけですか。だからその全体の農家の何を更新をするのには、結局採種園の面積、必要な量の種子を生産するだけの採種園をこしらへなければならぬわけですね。一年更新するとすれば。

○説明員(河原卯太郎君) お答えいたします。一応この法律の範囲内で動いておられます農作物の普及は、米、大豆につきましては六割を隔年で更新する。全体の作付面積の六割を二年ごとに更新して行く、こういう計画でございます。と申しますのは、幾らかの部分がかつても奨励品種で乗つて来ない特殊な地帯ができて参ります。農業地帯で、例えば極端な塩害地等で、普通の奨励品種ではどうしても耐塩性が低くていけないとか、或いは極端な高冷地で普通の奨励品種ではどうしてもいけないというような、そういう特殊なものが残つて参りますので、一応水稲で申しますと、約三百万町歩の六割、約百八十万町歩でございますが、そのうちの半分ずつを毎年更新して行く。その程度に必要な原種園なり採種園の事業分量が予算的な措置が講ぜられておるといふわけでございます。

○東隆君 それだけの採種園を確保するだけのその予算があるのですか。

○説明員(河原卯太郎君) それだけの採種園なり原種園の予算は組んであります。

○東隆君 組んであるのですか。

○説明員(河原卯太郎君) はい。

○東隆君 もう一つ伺いますが、先ほど岡村委員からも話がありました、畑作方面の問題として、将来この対象のものとして、大豆の次に入れられるものは何を予想されておるのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 先ほど問題になりましてしたような重要性から見ましても、菜種、馬鈴薯。甘藷については、非常に大蔵省に強い反対がございまして、やはり順序としては、どうしてもそういう順序になるかと思ひます。

○東隆君 菜種、馬鈴薯ですね。

○政府委員(塩見友之助君) 馬鈴薯、それからとうもろこし、甘藷とか……。

○三橋八次郎君 甘藷については大蔵省で強い反対があるということですが、それは認識不足も甚だしいと思ひますが、その大蔵省で反対する主なる理由というのはどんなことなものでございませうか。

○説明員(坂村吉正君) 余りはつきりした理由もないのでございまして、結局まあ最近におきまして、いもに対する対策というものが、政府の対策はつきりしておらないというふうなところが問題ではないかと思ひます。従いまして、これらにつきましては、やつぱり政府として甘藷の対策をどうやつてやるかということ、農林省としてものはつきりときめまして、そうして、どうしても講じなければならぬような措置につきましては、やつぱり強く大蔵省に要求するといふようなことが必要であるといふふうな感じしております。

○三橋八次郎君 どうもはつきり納得はできませんけれども、いもの対策は、恐らく、いもが余つて値段が下る、いろいろいものを買わなければならぬ、余りいもを政府が買上げなければならぬと余つておるからというふうなことが、これが大きな当面の問題になつておるだらうと思ひます。そう簡単には考えられないのでございまして、

戦争中におきまして、いもにお世話になつたことを考えますと、今更統制が撤廃になつたから、いもは腐れ草鞋を捨てるように捨ててもいいんだというふうなことは、私は農家並びにいもに對して申訳ないと思うのでございませぬ。結局、いもはこれからの対策というものは、いも作地帯の農家を救済いたしますには、品種を改良いたしまして、そして面積を縮めさせまして、収量を確保して行く、そして余つたところには徳用作物でも作らせまして、現金収入を増して行くというふうには考えなければならぬのでありまして、徳用作物を作っている場合におきましては、まずその面積を拡げて行かなければならぬということになります。面積を拡げる、そして地面の余裕ができたところに換金作物を栽培させるというふうなことにして行きますれば、やはり反収の多いもの、又いもの用途によりまして、食用に供するものとか、或いは製粉に専用するもの、酒精に専用するものというふうな品種が分化して行かなければならぬと思つてございませぬ。そういうふうな重要なことにつきまして、農林省の対策もまだできておらないために、大蔵省が文句を言うということは、我々には了解できないのでございまして、一つ速かに農林省のほうでも十分大蔵省のほうを納得させることのできるような政策を樹立しまして、そしていものほうも速かにこの法案の中に織込むようにお願いしたいと思います。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

○岡村文四郎君 これは改良局にお願いでございまして、お答えは要らぬのでございませぬが、大体この大豆でございませぬが、これは西ヶ原の試験場に行つてみますと、参考書類とか、いろいろな部会、それを見ても、北海道で相当生産されておられますのに、大豆が一つも入つておりませぬ。だからこれはどういふわけだかどう聞いてみると、いやどうもさつぱり連絡も何もないといふわけで、他の府県では非常に増石もされ、いろ／＼な面で役立っておりますが、北海道だけでこつ／＼やつておつたのではいかんから、改良局のほうで一つ北海道もよく指図をし監督をして、生産は他の府県に劣らん生産はやつておりますが、それが没交渉ではだめでございませぬ。なるほど北海道は北海道として特殊な事情があると思つたので、それはそれでいいのでありませぬが、西ヶ原の試験場へ行つても何もありません。北海道は、私聞いたところ連絡も何もない、こういうことを言つておりましたが、そんなことではいけません。だから北海道までわざ／＼来なくても、西ヶ原の試験場に行つて参考書とか部会を見たりすれば、すぐわかるというふうにしておかなければならぬ。殊に改良局は大豆が一つ入りましたから、それを機会に一つ北海道の大豆の品種につきましても、一段と御努力をお願いしたい、これはお願いしておきます。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

今本付託となりましたので御報告申上げます。他に御質疑がなければ討論に入りたいと思つて、御異議ございませぬか。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

〔賛成者起立〕
○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。
なお本会議におけるところの委員長のお頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議がございませぬか。

あるとか、そういうふうな病気の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけでありませぬが、恐らくそういう關係で今おつしやつたような点等に危懼をいたして認めておらんのだと思つて。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらぬといふか、こう考へておられますので、できるだけ御趣意に副うように努力して参りたいと存じます。

各地を歩いて見ますと、非常に実は心配なんです。というところは今お尋ねをいたしますが、どうも局長もそのときの責任者になるかどうかかわからないし、それから課長もどうもそれがどこに座るかかわからないので、誠にどうも今後のことを言うので、的外れのような気がして残念でございますが、公庫ができて、公庫の總裁なり何なりにお尋ねするならば、どうもでございますが、それではございませぬから、非常に聞いても聞きにくいし、お答えもしにくいと思ひます。どういふところが心配かという、現在残つております日本の電力を導入する場所が非常に種々雑多でございます。ところが宣伝材料と云いますか、なんぼでも金を貸すからすくやれというふうなパンフレットを出して宣伝するために、どこでも電気がつくと思つておられます。ですから見ると、一戸平均電柱が十本以上要するというふうな所でもつけようとしてやつておられます。そこで年限が長いのでございまして、百姓のほうから言いますと、これは借りられるものを借りて、あとは返せばいいという考えを持つておるといふ現在の立場では、それはいかんことでありまして、そこで貸す主体がよほどしつかりせんと、二十五年もの長期の金をかけて、その事業を行おうというのでありますから、今地方で願ひしておりますやうな、余り簡単にこれは出んのじやないかという心配をいたしておりますが、地方では、どんなところでも、今度は電気がつくのだと、こういうので非常に人気よく盛んであります。それは、前に申上げましたように、パンフレットで宣伝するものから、どんなところでも

もつくだと、こう考えておられますが、そなたつたのでは非常にいかんと思ひます。そこで、その点は一体現在の責任者はどういふことをお考えになつておられるのか、何程金がかかつて、この金を貸すのか、十本といひますと今の価格にして考えてみますと、電柱ばかりでも大体一本が八百円から千円にたしますから、それでも相当な金になります。そこでそういうことになると、非常に國民にいい話を聞かしたばつかりで何もならんと、こういう結果になりそうでございます。それは例へば農村の端々に残つておられる十軒、十五軒或いは二十軒というやうな戸数の少いところをつけようといひたしておりますから、当然そういう議論が起きて来ることは当然でございます。ところが貸すのは結構でございます。ところが貸す主体を、俄かに作った電気利用農業協同組合というやうな形では恐らくいかにと思ひますが、今どこを一体お考えになつておられるか、一応お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねのやうな心配は実は私もしておられます。小水力とは申しながら、相当の資金が長期に亘つて固定するといふことでございます。又特に農家の負担といふことも考へねばならぬ点もあつても、それから又工事のやり方についても、やり方によりましては非常に差が出て来るといふこともあると思ひます。私どもの大体今の目安といたしましては、農家の負担の限度といふことが一つの目安になると思ひます。一戸当りにいたしまして、年々の諸負担と申しますか、一戸当りにした場合は償還金額を、どの程度が限度であるか、こういうことを一つ抑へるやうにいたしておられます。大体北海道では一万円ぐらい、北海道を除く府県におきましては五千円ぐらいが限度じやないか、それから工事の施行につきましては、これは現在農林省におきましても若干の指導はいたしておられますけれども、何しろ手薄でございます。二十八年度の予算におきましては、予算としては僅かでございます。三百万円ぐらいの予算でございます。三百万円を補助金といたしまして小水力の技術指導者といふのをプロツク別に作りまして、これは財団法人といつたものを目安にいたしまして作りまして、工事の設計等におきましても組織のないやうな指導をいたして行きたい、かやうに考へておられます。お話のやうに、幾らでも金が出るのだといふやうなことで、これが安易に取上げられるといふことは甚だ危険であります。私どももさやうなことをないやうに確実に、又無電燈部落の解消といつたやうなことで、農村生活の向上に十分役立つといふやうなことで、或いは農家経済の負担といふやうなことにつきましても、十分視み合せて現在のところ処理しております。今後は公庫についても、こういう方針で行くやうに、一つ公庫のほうを奮勵いたしたいとかやうに思つておられます。

○岡村文四郎君 これは非常に悪いことを言わなければならぬと思ひます。私は二枚看板を持つておつて、参議院議員でもあり、信連の会長でもあります。役員に行つた時分には参議院議員でなくて、信連の会長として話をしておるのであります。これはバッジを付けておられますから、随しても駄目な目で、それはそうに違ひないのであります。再三選挙が行われる。そうするとやはり宣伝をすることにならなければならぬ。無理にもやらなければならぬ。こういう結果になる心配がございまして、実は私のほうで三千万円借りたが、それは四百萬円の連動費を使つた。これはすつかり数字が出ておる。何でもなし。そういう形になると、借りたものは三千万円で、四百萬円使つたのでは全く事業が成り立たないといふことになる。こういうことはこればかりではないと思ふ。ですから非常に警戒しなければならぬと思ひます。いわゆる政治といふのは各自の台所まで当然行くべきものなのであります。それを知らないものがおるから、それを心配するのが政治なんでありませぬ。どうもそういうふうに使われる心配が非常にあるので、しつかりやつてもらわなければならぬ。これは今局長にお尋ねしても、局長はそこまのお答えはできないと思ひます。前のお答えは、どうも私に言わせると、一戸当りの負担がなんぼ、こういうことをお考えになつておつても、貸さざるを得ないやうな羽目に陥つて来る。そこでこれを扱つておられます。現在で申しますと、例えば中央金庫はなか／＼かたい。ところが政府のほうではいつまでもその係をしておるといふこともないでしようから、それがだんだん止むを得ないといふことが起るやうになつて、非常に遺憾な点がたくさんできて来るやうな心配がございませぬ。これは今そういう話をしておきますと、いよ／＼やつてしまつてから、あとから私共が、それは駄目じやないかと、こう言つたのではもうす

に違ひですから、今度の電気の導入については非常に法律ができましたし、大事なことであります。今局長のお話にありました小水力でできる場所が割合にそうではございませぬ。ところがそうではなくて、小水力もできなければ、そこに持つて行くには農村電化では経費の負担がでけないで、会社のほうでやれないといふので、残つておる分が非常に多いわけでありませぬ。ですからその配電工事が長いといふことと、今勘定してみますと、電氣を買つただけで、百ワット大体一万二千円ぐらい、そうすると変圧器を付けて、そこから電氣を持つて行く。そうすると相当な農家になると百ワットぐらゐを使う。そうすると電氣料ばかりで一月千円もかかる。こういうわけで負担が非常に重いと考へるが、そこまで考へておられません。扇動に迷わされて、てんやわんやの騒ぎになるのです。私が行くとき、どん／＼抹殺されるものですから、恐らく今度の選挙も駄目でしょう。そういうわけで、私はそういうやうなことを考へておるものから、どん／＼抹殺しておる。それが國を思うことであり、そうして考へることがためになると思ふからやつておられますが、どうもそうではなくて、そう長くうちに私が今申上げたいやうなことが出て来ると思ひます。ら、どうぞ一つ、公庫が発足するに當つて、大いに氣を付けて頂きたい。金というものは借りて助かるばかりでなくて、借りたために死ぬことが非常に多いのでありますから、その点は公庫の責任者である方に十分そのことを御注意願ひたい。そうすれば、この折角できた農村電化の法律も満足に、有

効に活きる。今度でできました公庫も本
当に農民のためになるような金融がで
きるよう心から冀いと思ひいま
す。で、全面的に日本全国を眺めてみ
ますと、今度の農林漁業金融公庫法の
ような日本全国にわたつて、誠によく
甲乙なしに行きわたつておる金の貸方
は今までございません。ですから、こ
れは大いに普及をさせ、この融資の方
法が間違いないようにやつて行くこ
とが、これからの責任者のやるべきこ
とでありますから、その責任が局長に
あるか、課長にあるかわかりませ
んが、私の今申上げたようなことを、後
日繰返して言わなくてもよいように、
一つ今からその点について大いに御注
意を願つておきたいと思ひます。私は
この法律に対しては理由も何もない
が、そういう心配がございますから、
このことだけ申上げておかないと話に
ならぬので、そういうことをお願い申
上げ、公庫の責任者にこういうことが
あつたということ、十分申送つて頂
きたいと思ひます。これは御返事は要
りません。

○委員長(山崎恒君) 他に御質疑がな
ければ討論に入りたいと思ひますが、
御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないもの
と認め、これより討論に入ります。御
意見のおありのかたは賛否を明らかに
してお述べを願ひます。

○三橋八次郎君 私には本法律案に対し
て次の希望を附しまして賛成するもの
でございます。即ち

第一、農林漁業資金の融通を円滑に
するため、政府は農林漁業金融公庫の整
備拡充を図ると共に、農業金融の疏通

については、先に当委員会から再度に
互り農林、大蔵両大臣に対して行なつ
た申入れの趣旨に従つて速やかに適当
な対策を樹立、実行すること。
第二は、政府は農林漁業資金融通法
制定前に土地改良事業に貸付けられた
米国の対日援借見返資金の貸付条件を
速やかに農林漁業金融公庫法によるも
のと同率にするような措置をとること。
第三、政府は農山漁村電気導入促進
法制定前において、農林漁業資金融通
法によつて貸付けられた農山漁村電気
導入関係資金の貸付条件を、速やかに
農山漁村電気導入促進法によるものと
同率にするよう措置を講ずること。

以上三点の希望条件を附しまして本
案に賛成するものでございませ
んか。○岡村文四郎君 私はこの法案には
双手を挙げて賛成するものでございま
すが、ここで条件を附しておきたいと
思ひますが、全国——全部でございま
せんから、全国とは申上げませんが、
農村で大事な医療施設にこれが融資を
することにまつておられます。今後はど
うかわかりませんが、今年はどうして
も健康保持のために大事な施設であ
り、行なつておられます事は非常に
困難な仕事でございまして、医療事業
を個人病院とか或いは個人の人がやれ
ば非常にうまく行くのに、団体或いは
国立或いは県営でやりますと、非常に
困難な事業でございませ。併しなから僻
地農村で、どうしてもこれをやらなけ
ればならぬのでやつておられますが、非
常に困難なのであります。そこで災害
がありまして、その災害に際して融資
を受けておられますが、これを元の医療
組合連合が譲渡された財産を引受けて
實際困つておる。これを、農村の医療

事業として扱つてもらふと、現在の金
利で元利合計が支払えることになりま
すので、非常に楽になると思ひませ
んか。○委員長(山崎恒君) 他に御意見もな
いようでございますが、討論は終局し
たものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないもの
と認め、これより採決に入ります。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する
法律案を原案通り可決することに賛成
の方の御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕

○委員長(山崎恒君) 全会一致であり
ます。よつて本案と原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。
なお本会議におけるところの委員長
の口頭報告の内容等、爾後の手続は慣
例によりまして委員長に御一任を願ひ
たいと存じますが、御異議ございませ
んか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないもの
と認め、次に本案を可とされたかたは例によ
りまして順次御署名を願ひます。
多数意見者署名

- 滝井治三郎 東 隆
- 三橋八次郎 池田宇右衛門
- 石原幹市郎 宮本 邦彦
- 飯島通次郎 小林 亦治
- 岡村文四郎

○委員長(山崎恒君) 次は飼料の品質
改善に関する法律案を議題といたしま
す。本法律案につきましてはすでに予
備審査を終つておるのでございませ
んが、この際更に御質疑がございますれ
ば御質疑を願ひます。

○三橋八次郎君 質疑ではございませ
んけれども、暫く懇談の時間を五分間
くらいお手え下るよう願ひしたい
と存じます。

○委員長(山崎恒君) びや只今三橋委
員から懇談の動議が出ましたが、御異
議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ
うでありますので、暫時懇談に入りた
いと思ひます。速記をやめて。
午後四時四十六分速記中止

午後五時十五分速記開始
○委員長(山崎恒君) それじや速記を
始めて……
他に御質疑がなければ討論に入りた
いと思ひますが御異議ございませ
んか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないもの
と認め、これより討論に入ります。御
意見のおありのかたは賛否を明らかに
してお述べを願ひます。

○三橋八次郎君 この法案は畜産振興
の上におきまして極めて重要なもの
であり、延いては日本の食糧問題解決
の基盤をなす重要法案でありまして、
私は次の附帯決議を附しまして賛成を
するものでございませ。附帯決議は前
に質問が繰返されておつたのでありま
すが、まだ十分に納得は行つており

ません。従いまして納得の行かん点に
つきまして、将来我々の考へている方
向に持つて行つてもらふために出しま
したところの附帯決議でございませ
んが、その案は皆様方のお手許に配布を
してありますが、これを念のため朗讀
いたします。

飼料の品質改善に関する法律案
に対する附帯決議(案)

一、既に制定されている「肥料取
締法」及び「農薬取締法」におい
ては、強制登録制をとつてい
るのであるが、本法においては
「希望登録制」によらんとしてい
る。

希望登録制によるときは、本
法が所期する飼料の品質改善に関
する成果はその一半を失ふ虞れが
ある。

併しこの際は原案に従うことと
しても、本法施行後において政府
は常時その実行状況を精査し、こ
の結果によつては速かに、強制登
録制に改正するよう遺憾なく措
置すること。

二、飼料中に無益且有害な異物が混
入することは努めてこれを避けな
ければならぬことは論を待たな
い。

併し本法第十五条の適用を誤
り、いたずらに無辜の者をして法
に触れしめるがごときことなき
ようこれが運用に万全を期するこ
と。

三、本法施行後飼料の検査をおろそ
かにするときは、本法の成果を取
めることができないばかりでな
く、却つて本法施行前にまさる弊
害を誘発する虞れがある。

従つて政府は分析検査及び取締機構を整備して本法の運用に遺憾なからしめること。

これを附しまして本案に賛成するものでございます。

なおこの法案を適正に運営いたしまして、実際畜産をやつております者の利益を保護するということは、これは勿論でございますが、この法案ができましたために、飼料を生産する業者の生産意欲というものを萎縮せしめることのないように、適正に運用をして行くことをお願いいたしまして、本案に賛成するものでございます。

○岡村文四郎君 この法案は見れば見るほど片手落ちのするよるな法案でございますが、去年の十二月に飼料需給安定法という法律をにわかにつけて来られて、そして私は同僚から怒られて、岡村君というのの駄目だということまで言われて、あの案を通したのでございまして、今頃こんな案が出て来ると思ひやしくなつた。そこで余りにもどうも法の出し方が軽率だと言わざるを得ないので、ですから今後はこういうふうな実施もせないうちに、又追かけて法律が出るよるなことは、一つ省いてやつてもらわなければいかんと思ひますが、今三橋議員から附帯決議を付けて本案に賛成するといふ話がございますが、どうも片手落ちといふのは、僕に言わせると、需要者のことが殆んどなくて、取扱業者のみを擁護するよるなふうに考へられてしよるが、ないでございまして、これは又あとから悪い点を直すことにして、三橋議員の御提案になりました附帯決議を附しまして、本案に賛成をいたし

○小林亦治君 提案者のほうでは、この登録に関しては極めて自信のある者が登録するだらう、自信のないものは登録を差控えるだらう、こういうことになりまして、一体何のためにかよるな法案が出たのか、ちよつと私もも唱へしかねる問題がそこに出て参る。勿論この品質の改善といふことであります、好む者にのみ登録をさせて、好まざる者にはかまわぬ、こういうことになると、改善を意図するところの立法者の考へといふものはまだ半可である。どうしてもこの政府の行政監視により、監督により、全般的飼料を向上させよといふ法律ならば、全部登録を求めると本末至当なのである。どうしてそうかといふと、中小業者といふものは必ず圧迫せられます。こういうものが出た途端に自信のある者、即ち広告なり或いは宣伝なり販売なりに金をかけても苦しくないところの大業者が進出する。その競争に及び得ないものが脱落して参るといふ結果になるのは、これは火を見るよるにも明らかであります。その点が氣にくわぬところの一点なんです。

それから会期も切迫し何とか通したいといふことで、この附帯決議案が出たといふことは、よくわかるのであります、従来この法案の成立過程をみますと、反対議員に對するところのたかだか慰安剤だ、法の成文にないものは、末端の施行者は、附帯決議なんといふものに留意しないで、どん／＼執行して居る。いろ／＼の弊害が山積いたしまして問題となつたときに、こういう附帯決議案もあるではないかといふのが、従来歴史なんでありま

て、附帯決議案は結構なんです、甚だ脱みのない、當てにならない、いわば本日限りの本當の慰安剤にすぎないといふ感れを感じるもので、甚だ私としては然然たらないものがある。そういう見地から、これはもう少し提案者のほうにも周到な立法用意の時間をお作りになり、私どもに示唆せられるところの説明内容をもつと豊富に展開されたい。従つて留保したいと思つたのであります、衆議院のほうは私どもの会派でも通して参つた。本日の皆さんの大勢これは又嚴重にこの附帯決議を實行するよるにどうだめをおして、通そうといふ空氣になつていますので、いや／＼ながら賛成するわけなんです、どうか以上の点を従来この附帯決議と同様に慰安剤にしないよるに、この附帯決議を必ず実行する、留意をするといふ更に第二の附帯決議を、といふたよるな点までに誠意を持つた留意を願うといふことを条件にして、これは賛成せざるを得ないと思ひます。

○飯島連次郎君 私は本案に賛成をしたいと思います。二、三の希望を附して賛成の意を表します。

その第一は飼料の量的確保について、は飼料需給安定法が過般通過をみて、若干の飼料不足の現状に一鞭の光明をもたらしたのであります、併しこれとて決して一般の畜産の現状からすれば、まだ満足すべきものではありませぬ。そこに今度は質の改善について本案が出たのであります、これも内容を検討してみると、希望登録といふことであつて、まだ必ずしも、只今の飼料の全般から推すと、決して満足すべきものではないと考へるのであります、ただここで私どもとしては、先ず

量を殖やし、それからついで品質の改善向上を図るといふのが、現状に処すべき一つの順序かと考へるのであります、そういう理由で本案に賛成をするのであります、併し実際に出廻つて居る飼料の現状を見ると、いかばかり餌が必ずしも少しとしないのでありますので、現状に放任することは極めて當を得ないと思へます、故に、この品質の改善については原案の通り、自主登録と申しますか、希望登録制といふことで、これが実施を見、併し特に只今の附帯決議のありましたらうちで、本法の施行後において政府は常時その施行状況を精査して、その結果によつて更に適當な措置を講ずるといふことを誠意と責任を政府に期待して、私は本案に賛成することにいたしました。

○宮本邦彦君 私はこの法案の提案者の御説明を承ると、誠に今日の日本の畜産界にとつては時宜に達したこれは法案であると思ふのであります。御承知のように飼料といふものは人間の主食などと違ひまして、非常に各種の幅を持ち、種類も多く、品質等も非常に何と言ひますか、雑多なものが多のであります、そういうた状態が継続しながらも、辛うじて今日飼料を不足ながらも供給されておるよるな次第であります、今日は何と言つても私は量が先決問題である。その次に質が考へられる。併しこれは質の問題を放任することは許されなくなりつつあるといふことは御存じの通りであります、そういう意味合において改善し、そうして任意登録によつて、その信用ある品質を改善して行くという方向に持つて行くには、全く今日の事態にお

いて法律としては私は立派なものと思つておるわけなんです。そして又適切な法律だと思つております。ただ本日ここで附帯決議に出された強制登録制という、この字句に對して、私はまだ内容の意味がはつきり掴めておりません。字句の通りの強制登録といふ、その意味が非常に強過ぎるといふ氣が私にはされるわけでありまして、今飯島先生が適當なる措置といふ言葉を以て表現されたのでございまして、私も飯島先生と同様に、將來この法律を施行しながら適當なる措置を以てこの法律案を順に改善し、日本の畜産界のためを以て頂くことには對しては賛成でございます。従ひまして私は本法律案には賛成するものでございます。

○委員長(山崎恒君) 他に御意見もないよるでございまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。飼料の品質改善に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎恒君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に三橋委員提出の附帯決議を採決いたします。三橋委員提出の通り附帯決議を付することに御賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎恒君) 全会一致でございます。よつて三橋委員提出の通り附

帯決議をその通りに決定をいたしました。

なお本会議におけるところの委員長
長の口頭報告の内容と爾後の手続は慣
例によりまして委員長において一任を
願いたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認
めます。

次に本案を可とされました方は、例
によりまして順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

滝井治三郎 東 隆

三橋八次郎 池田宇右衛門

石原幹市郎 宮本 邦彦

飯島連次郎 小林 亦治

岡村文四郎

○委員長(山崎恒君) 本日はこれにて
閉会いたします。

午後五時三十分散会